

平成15年11月7日

関係各位

東京都新宿区四谷一丁目2番8号
高千穂交易株式会社
代表取締役社長 山村秀彦
(登録銘柄コード・2676)
問い合わせ先
取締役
経営システム本部長 赤堀寛人
電話 03-3355-1189

株式の売出しに関するお知らせ

当社は、平成15年11月7日開催の取締役会において、当社株式の売出しに関し下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 株式売出し(引受人の買取引受による売出し)

(1) 売 出 株 式 数 当社普通株式 630,000株

(2) 売 出 人 及 び 売 出 株 式 数	氏名又は名称	売 出 株 式 数
	みずほキャピタル株式会社	80,000株
	株式会社りそな銀行	80,000株
	栃 本 京 子 株式会社日立ユニシアオートモティブ	60,000株
	安田生命保険相互会社	60,000株
	株式会社東京三菱銀行	60,000株
	佐 々 木 豊 実	40,000株
	株式会社UFJ銀行	40,000株
	三菱信託銀行株式会社	40,000株
	第一生命保険相互会社	40,000株
	株式会社三井住友銀行	30,000株
	東京海上火災保険株式会社	20,000株
	株式会社損害保険ジャパン	20,000株

(3) 売 出 価 格 未定(平成15年11月18日(火)から平成15年11月21日(金)までの間のいずれかの日(以下「売出価格決定日」という。)に決定される。)

ご注意：この文書は当社株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書(並びに訂正事項分)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。

- (4) 売 出 方 法 野村證券株式会社、みずほ証券株式会社、三菱証券株式会社、いちよし証券株式会社、東海東京証券株式会社、UFJつばさ証券株式会社及び新光証券株式会社に全株式を買取引受させたくうえで売出す。
売出しにおける引受人の対価は、売出価格から引受人より売出人に支払われる金額である引受価額を差し引いた額の総額とする。
- (5) 申 込 期 間 売出価格決定日の翌営業日から売出価格決定日の3営業日後までを予定している。
- (6) 受 渡 期 日 売出価格決定日の7営業日後を予定している。
- (7) 申 込 証 拠 金 1株につき売出価格と同一金額とする。
- (8) 申 込 株 数 単 位 100株
- (9) 1.株式売出し(引受人の買取引受による売出し)及び2.株式売出し(オーバーアロットメントによる売出し)(以下「本件売出し」と総称する。)に関し必要な一切の行為(本件売出しの売出価格、申込期間及び受渡期日の具体的な決定ならびにその他必要事項の決定を含む。)を為す権限を、取締役経営システム本部長に付与する。
- (10) 本件売出しについては、平成15年11月7日に証券取引法による有価証券通知書を提出している。

2. 株式売出し(オーバーアロットメントによる売出し)

オーバーアロットメントによる売出しは、引受人の買取引受による売出しとは別に、その需要状況を勘案した上で、野村證券株式会社が当社株主から借入れる当社普通株式(借入れ株式)を対象として行われる売出しであります。これに関連して、野村證券株式会社は、30,000株を上限として追加的に当社普通株式を取得する権利(グリーンシューオプション)を上記株主から付与される予定であります。グリーンシューオプションの行使期間は、下記受渡期日から平成15年12月19日(金)までであります。また、野村證券株式会社は、下記申込期間の終了する日の翌日から平成15年12月16日(火)までの間(シンジケートカバー取引期間)、借入れ株式の返却を目的として、日本証券業協会が開設する店頭売買有価証券市場においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限(上限株数)とする当社普通株式の買付け(シンジケートカバー取引)を行うことがあります。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村證券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又は上限株数に至らない株数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。更に、野村證券株式会社は、引受人の買取引受による売出しおよびオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

上記のとおりシンジケートカバー取引および安定操作取引により買付けて返却に充当後の残余の借入れ株式は、野村證券株式会社がグリーンシューオプションを行使することにより返却されます。

ご注意：この文書は当社株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書(並びに訂正事項分)をご覧ください。2
上で、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。

- | | |
|-----------------|--|
| (1) 売 出 株 式 数 | 当社普通株式 上限 30,000 株
なお、株式数は上限を示したものである。需要状況により減少し、またはオーバーアロットメントによる売出しそのものが中止される場合があり、売出価格決定日に決定される。 |
| (2) 売 出 人 | 野村証券株式会社 |
| (3) 売 出 価 格 | 未定（売出価格は引受人の買取引受による売出しにおける売出価格と同一とする。） |
| (4) 売 出 方 法 | 引受人の買取引受による売出しの需要状況を勘案し、野村証券株式会社が当社株主より借入れる当社普通株式を自ら売出すものとする。 |
| (5) 申 込 期 間 | 引受人の買取引受による売出しの申込期間と同一とする。 |
| (6) 受 渡 期 日 | 引受人の買取引受による売出しの受渡期日と同一とする。 |
| (7) 申 込 証 拠 金 | 引受人の買取引受による売出しの申込証拠金と同一とする。 |
| (8) 申 込 株 数 単 位 | 100 株 |

[ご参考]

売出しの目的

今般、上記売出しを実施することと致しましたが、これは当社株式の分布状況の改善と流動性の向上を目的としたものであります。

以 上

ご注意：この文書は当社株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書（並びに訂正事項分）をご覧ください。以上で、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。